

平成19年度 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）産地づくり計画書

豊川宝飯地域水田農業推進協議会

1 共通事項

（1）本協議会の範囲

豊川市、音羽町、小坂井町及び御津町とする。

（2）助成の対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。）10月15日において、かい廃等が行われていないかどうか。

（3）生産調整実施者の確認方法

地域協議会は、水稻生産実施計画書を提出した農業者について、本協議会による現地確認及び認定方針作成者、愛知県、市町村の関係行政機関、地方農政事務所、農業共済組合、農業委員会、その他関係機関や関係団体と連携し、主食用水稻作付状況等の確認を実施する。

（4）集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局消費・安全部地域第二課から提供された情報

（5）同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取組んだ場合及びひとつの取組みで複数の用途の定められたそれぞれの要件のすべて満たす場合における取扱い

同一年度内に、同一の交付対象者が同一のほ場において複数の用途の種類に取組んだ場合、交付対象とするのはこのうちのひとつの取組みとする。

ひとつの取組みで複数の用途の種類要件を満たす場合、重複して交付を受けることができるものとする。

同一ほ場で対象作物が2回以上作付けされる場合又は、混作が行われる場合は、1番単価の高いものにつき1回限り交付するものとする。

対象作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち1回を本助

成の対象とする。

(6) その他の共通事項

申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、豊橋市、蒲郡市、新城市にあっては、本協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は、当該水田が所在しているところの協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は、当該水田は助成対象から除外できるものとする。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

			都道府県協議会からの配分額	活用額				
				産地づくり事業	産地づくり特別加算事業 稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分	稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
産地づくり交付金			66,783,000	66,783,000				
稲作構造改革促進交付金	前年度の産地づくり特別加算事業分	稲作構造改革促進事業分	0		0			
		担い手集積加算事業分	0			0		
	基本部分		885,000				885,000	
	担い手集積加算		127,000			127,000		
計			67,795,000	66,783,000	0	127,000	885,000	0

(2) 用途ごとの活用計画

(単位 : 円)

用途の分類 (記号番号)	助成金の用途の名称	活 用 額					計	支払時期	備考
		産地づくり 事業	産地づくり特別加算 事業		稲作構造 改革促進 事業	担い手集 積加算事 業			
			基本部分 からの活 用額	担い手集 積加算か らの活用 額					
311	転作作物の作付に助成 (ひまわり水田奨励作物 助成)	57,100,000	0	0			57,100,000	平成20年 3月下旬	
273	学校給食・地産地消に助 成	6,200,000	0	0			6,200,000	平成19年 7月上旬	
C93	高品質化等の取組に助成	1,000,000	0	0			1,000,000	平成20年 3月下旬	
CE3	その他助成 (害虫防除対策助成)	1,827,000	0	127,000			1,954,000	平成20年 3月下旬	
7D3	協議会運営費	656,000	0	0			656,000	平成19年 7月上旬	
	米価下落等の補てん (基本部分)				885,000		885,000	平成20年 3月下旬	
	米価下落の補 てん (担い手 集積加算)						0	平成20年 3月下旬	
	計	66,783,000	0	127,000	885,000	0	67,795,000		
	米価下落等の補て ん (担い手集積加 算)					0	0		
	(前年度 分)								

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物の作付に助成（ひまわり水田奨励作物助成）
使途の分類	3 1 1
具体的内容	<p>農業者が土地集積を行い、麦、大豆、飼料作物（青刈りとうもろこし、イタリアンライグラス、えんばく、ソルゴーに限る。）を一定の条件のもと作付けを行った場合に定額助成を行う。</p> <p>農業者が、野菜等（はくさい・キャベツ・トマト・いちじく・花木に限る。）及び景観形成作物（コスモス・菜の花・れんげに限る。）を一定の条件のもと作付けを行った場合に定額助成を行う。</p>
効果	<p>水稲と転作作物の作付けを計画的に行うことにより、米の生産調整の推進に資する。また、まとまったほ場で計画的に作付けすることを要件とすることにより、水田農業ビジョンに掲げた各作物作付けの目標達成に資する。</p> <p>土地集積を進めて行くことにより、効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p> <p>はくさい・キャベツ・トマト・いちじく・花木は、ひまわり農業協同組合の奨励作物として位置付けており、生産・販売を振興することにより農業者等の経営改善に資することができる。</p> <p>コスモス、菜の花、れんげの栽培を振興することにより、地域の景観の形成に寄与し、合わせて、米の計画的生産にも資することができる。</p>
助成要件	<p>交付対象者</p> <p>地域協議会長から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者。ただし、豊川市、音羽町、小坂井町、御津町に在住する者であって全く水田を所有していない等の理由により、作付確定面積または生産確定数量の配分を受けていない、または、集荷円滑化対策に係る拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者とみなす。</p> <p>作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者等であっても、水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、助成対象者となりう</p>

助成要件	<p>る。</p> <p>同様に、集荷円滑化対策の抛出を行っていない農業者等であっても水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領第1条の2の但し書きの規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者抛出金が0円となる場合、助成対象者となりうる。</p> <p>国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付している者を原則とする。</p> <p style="text-align: center;">対象作物</p> <p>対象とする作物は、麦、大豆、飼料作物（青刈りとうもろこし、イタリアンライグラス、えんばく、ソルゴーに限る。）野菜等（はくさい・キャベツ・トマト・いちじく・花木に限る。）及び景観形成作物（コスモス、菜の花、れんげに限る。）とする。</p> <p>また、通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</p> <p style="text-align: center;">規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者が3ha以上の土地集積を行い、麦及び大豆の作付け（作業受託を含む。） ・ 農業者が1.5ha以上の土地集積を行い、飼料作物（青刈りとうもろこし、イタリアンライグラス、えんばく、ソルゴーに限る。）の作付け（作業受託を含む。） ・ 野菜等（はくさい・キャベツ・トマト・いちじく・花木に限る。）については、農業者が1作物について10a以上の作付け（作業受託を含む。） ・ 景観形成作物（コスモス、菜の花、れんげに限る。）については、農業者が1作物について10a以上の作付け（作業受託を含む。） <p style="text-align: center;">その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一ほ場で対象作物が2回以上作付けされる場合又は混作が行われる場合は、1番単価の高いものにつき1回限り交付するものとする。 ・ 麦と大豆又は、飼料作物の青刈りとうもろこし又はソルゴー、イタリアンライグラス又はえんばくの組合せで1年2作の作付けを同一ほ場で実施した場合、水田高度利用加算（1年2作）を行う。 ・ 豊川市、音羽町、小坂井町、御津町に在住する者で、豊川市、音羽町、小坂井町、御津町以外に助成水田を所有する場合は、原則としてひまわり地域水田農業ビジョンに基づき助成するものとする。
------	--

<p>助成要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麦及び大豆については、農産物検査を受検した上で出荷していること。 ・ 飼料作物については、関係する有畜農家及び耕種農家により利用供給計画が作成されていること。 対象作物の収穫年度(れんげについては、すき込みを行った年度)に主食用水稲の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより、生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)が行われていないこと。 ・ 通常の収穫及び肥培管理が、十分な状態で栽培されていること。 ・ いちじくについては、交付期間を植栽後4年以内(平成15年以前は対象外)とする。 ・ 花木(切枝用)については、交付期間を植栽後3年以内(平成16年以前は対象外)とする。
<p>確認方法</p>	<p>生産調整実施者 豊川市長、音羽町長、小坂井町長、御津町長から提供された情報 集荷円滑化対策に係る拠出 東海農政局(消費・安全部地域第二課)から提供された情報</p> <p>助成水田 水田台帳、過去の生産調整実績等</p> <p>作付面積 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</p> <p>通常の収穫、通常の肥培管理、水稲の作付けが行われていないこと。 現地見回り 確認日：4月 菜の花、れんげ、えんぱく 5月 麦、花木、イタリアンライグラス 7月 トマト、いちじく、水稲 8月 青刈りとうもろこし、ソルゴー 9月 大豆、コスモス 11月 キャベツ、はくさい</p> <p>規模要件 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同調製施設利用実績(利用明細の写し) ・ 飼料作物の利用供給計画の写し ・ 作業受託等の場合、受委託契約書の写し ・ 作業日誌(主要3作業の確認できるもの) 作業日誌については、麦、大豆、飼料作物のみ必須。

	<p>・農産物検査の確認については、ひまわり農業協同組合の検査データにより行う。</p>
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>麦、大豆、飼料作物(青刈りとうもろこし、イタリアンライグラス、えんばく、ソルゴーに限る。)の作付け・・・40千円/10a</p> <p>平成19年度については、豊川市市田地区、大木・篠田地区の麦・大豆の集団転作、並びに飼料作物の集団転作、御津町上佐脇地区及び広石地区の麦・大豆の集団転作に対しては、10千円以内/10aを加算する。</p> <p>水田高度利用加算(1年2作)</p> <p>・・・10千円/10a</p> <p>野菜等(はくさい・キャベツ・トマト・いちじく・花木に限る。)の作付け</p> <p>・・・12千円/10a</p> <p>景観形成作物(コスモス、菜の花、れんげに限る。)の作付け</p> <p>・・・12千円/10a</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>助成に係る費用の合計が県協議会からの助成総額を上回る場合は、他の取組み(「その他助成(害虫防除対策助成)」を除く)の助成残額をもって支払うものとし、助成額全体で不足が発生した場合は翌年度に支払うものとする。</p>

助成金の使途の名称	学校給食・地産地消に助成（地産地消・食育推進活動費助成）
分類	273
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産米、麦、大豆の地産地消、販売促進活動。 ・地域内小学校、中学校等における食育活動。
効果	<p>地産地消を推進することで、地元産米、麦、大豆の消費拡大及び安定的な需給体制の整備を推進する。また、水田農業への理解を深めるとともに、地域ブランドの確立と水田農業の発展に資する。</p> <p>稲作交流水田の設置を通じて食育活動を行うことで、地域農業に対する理解と水田の果たす多面的機能に支えられた地域づくりを実現する。</p>
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助成対象者 協議会が行った活動に対して支払いを行う。 ○ 事務等経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元産米、麦、大豆の地産地消・食育活動等に使用するリーフレット、ポスター、幟、看板等の作成費用。 ・ 学校給食、地域イベント等の地産地消・食育活動等に使用する地元産米、麦、大豆またはその加工品の購入、及びパッケージ等作成費用。 ・ その他、食育推進に必要な費用。
確認方法	事務等経費：実施計画、見積書、請求書、報告書等
助成水準 (助成額の算定方法)	<p>事務等経費 6,200 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リーフレット、ポスター等作成費用 100 円×17,500 部 = 1,750,000 円 ・ 消費拡大、消費宣伝会用費用 幟 5,000 円×6 本 = 30,000 円 看板 50,000 円×2 枚 = 100,000 円 胚芽つき精米機 40,000 円×6 台 = 240,000 円 炊飯器 20,000 円×4 台 = 80,000 円 ・ 学校給食、販売促進等イベント用の米、麦、大豆またはその加工品、及びパッケージ等の購入費用 米粉パン 100 円×20,000 食 = 2,000,000 円 地場産大豆豆腐 100 円×20,000 食 = 2,000,000 円
単価調整の方法	<p>助成に係る費用の合計が県協議会からの助成総額を上回ることが明らかになった場合は、他の取組み（「その他助成（害虫防除対策助成）」を除く）の助成残額をもって支払うものとし、助成額全体で不足が発生した場合は翌年度に支払うものとする。</p>

助成金の使途の名称	高品質化等の取組に助成
分 類	C93
具体的内容	ひまわり水田奨励作物助成の対象となる麦または大豆作付けを行っている地域水田農業ビジョンに定める担い手が、一定の条件のもと麦または大豆作付けしたほ場に対して、湿害対策のための資材を助成することにより、周辺の水稲作付水田からの水の浸入を阻止し、麦大豆の品質向上と生産面積拡大を図る。
効 果	湿害対策資材を効果的に使用することにより、作付環境の改善、麦大豆の品質向上と生産面積拡大を図る。
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域水田農業ビジョンに基づいて、ひまわり水田奨励作物助成の対象となる麦または大豆作付けを行っているビジョンに掲げる担い手。 ○ 対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域水田農業ビジョンで定める担い手が、水田奨励作物助成の対象となる麦または大豆作付けを行っているほ場。 ○ 消耗品費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 湿害対策用畦畔土壌固定資材（マグホホワイト）購入費。 ○ 設置及び管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域水田農業ビジョンに基づいて、ひまわり水田奨励作物助成の対象となる麦または大豆作付けを行っているビジョンに掲げる担い手。
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認日：9月 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域水田農業ビジョン ・ 設置図面 ・ 資材購入伝票、領収書
助成水準 (助成額の算定方法)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設置基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 湿害対策資材（マグホホワイト） 20,000円/10a（ただし、実際の資材購入費を上限とする）
単価調整の方法	助成に係る費用の合計が県協議会からの助成総額を上回ることが明らかになった場合は、他の取組みの助成残額をもって支払うものとする。

助成金の使途の名称	その他事業（害虫防除対策費助成） [産地づくり特別加算事業分含む]
分類	CE3
具体的内容	ひまわり水田奨励作物助成の対象となる大豆作付けを行っている、地域水田農業ビジョンに定める担い手が一定の条件のもと大豆作付けしたほ場に対して、農事組合等がフェロモントラップを適正な間隔のもと設置する。これにより、大豆作付けによるハスモンヨトウ等の発生を抑制し、大豆への食害はもとより露地野菜、施設園芸等への被害を軽減させる。
効果	フェロモントラップを効果的に設置することにより、ハスモンヨトウ等の発生を抑え、大豆の食害を防ぎ、露地野菜・施設園芸等への被害を抑制し、大豆作付けへの理解を得る。 大豆作付けを行っている地域全体のハスモンヨトウ等を減少させることにより、その地域の農業環境改善に繋げる。
助成要件	○ 助成対象者 ・ 地域水田農業ビジョンに基づいて、ひまわり水田奨励作物助成の対象となる大豆作付けを行っているほ場を有するビジョンに掲げる担い手。但し、この場合の担い手にあっては、生産調整実施者であり集荷円滑化対策の加入者であること。 ○ 対象水田 地域水田農業ビジョンで定める担い手が、水田奨励作物助成の対象となる大豆作付けを行っているほ場及びその周辺。 ○ 備品費 フェロモントラップ一式購入費。 ○ 消耗品費 フェロモントラップ設置に係る消耗品一式購入費。
確認方法	○ 現地確認 確認日：9月 ○ その他 ・ 地域水田農業ビジョン ・ フェロモントラップ設置図面 ・ 資材購入伝票、領収書
助成水準 (助成額の算定方法)	○ 設置基準 大豆作付けを中心とした地域1ha 当たりフェロモントラップ3基以内を目途に設置する。 ・ フェロモントラップ器具一式 150基×7,000円=1,050,000円 ・ ヨトウムシ用交換用フェロモン 244個×3,700円=902,800円 例：フェロモントラップ器具一式 7,000円/1基

	<p>ヨトウムシ用交換用フェロモン 3,700円/1基 ただし、実際の資材購入費を上限とする</p>
単価調整の方法	<p>助成に係る費用の合計が県協議会からの助成総額を上回ることが明らかになった場合は、他の取組みの助成残額をもって支払うものとする。 (ただし、「その他助成(害虫防除対策助成)」の残額に関しては「高品質化等の取組に助成」に対してのみ使用する)</p>

助成金の使途の名称	協議会運営費
分 類	7 D 3
具体的内容	謝金、旅費、事務等経費、委託費
効 果	豊川宝飯地域水田農業推進協議会運営の執行が図られることで、水田農業構造改革の推進等に資する。
助成要件	旅 費：助成要件の確認に係る旅費及び全県会議の出席に係る旅費等協議会の活動に係る旅費等 謝 金：地域協議会出席謝金 会議費：地域協議会開催に係る会議費 通信運搬費：郵送代等
確認方法	旅 費：旅行命令票、復命書 謝 金：会議開催通知、受領書等 会議費：会議開催通知、出席者名簿等 通信運搬費：領収書
助成水準 (助成額の算定方法)	旅費 33千円 ・ 現地確認旅費 1,100円×2人×5日 = 11,000円 全県会議 3,600円×2人×3回 = 21,600円 謝金 54千円 ・ 3,600円×15名 = 54,000円 会議費 300千円 ・ 800円×375名 = 300,000円 事務等経費 269千円 ・ 事務用消耗品 133,000円 コピー用紙 1円×80,000枚 = 80,000円 リングファイル代 700円×20個 = 14,000円 フラットファイル代 100円×100個 = 10,000円 書類収納コンテナ 2,000円×10個 = 20,000円 その他事務用消耗品 9,000円 ・ リーフレット代 100円×800部 = 80,000円 ・ 通信運搬費 700人×80円 = 56,000円
単価調整の方法	助成に係る費用の合計が県協議会からの助成総額を上回ることが明らかになった場合は、本協議会構成団体の助成金により不足分を補う。

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	稲作構造改革促進事業
助成要件	<p>助成対象者</p> <p>地域協議会長から生産調整実施者の確認を受けた者であり、品目横断的経営安定対策に加入していない者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者。</p> <p>国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の本年産の主食用水稻の作付をしている者を原則とする。</p> <p>助成対象水田</p> <p>共通事項の(2)助成の対象となり得る水田に記載している対象水田のうち、上記の助成対象者が、作付確定面積の範囲内で主食用等の水稻の作付けを行った水田</p>
確認方法	<p>助成対象者</p> <p>共通事項の(3)及び(4)により確認</p> <p>品目横断的経営安定対策に加入していないことについては、東海農政局地域第2課、本人等へ確認</p> <p>協議会をまたがって耕作している者の取扱い</p> <p>申請者が耕作している水田が、本協議会の区域外にある場合は、豊橋市、蒲郡市、新城市にあっては、本協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は当該水田が所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は、当該水田は助成対象から除外できるものとする。</p> <p>助成対象水田</p> <p>水田台帳、過去の生産調整実績等、共通事項(2)助成の対象となりうる水田</p>
助成水準	水稻作付け 10a あたり 5 0 0 円
基準収入及び当年産収入の算出方法	<p>(1) 基準収入の算出方法及び算出額</p> <p>基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村（以下「市町村」という。）ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。</p> <p>の各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。</p> <p>ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収（農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を</p>

	<p>除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の4の(3)のイの(イ)で算出される市町村別の標準単収)とする。</p> <p>の米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下「センター」という。)が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは期別取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引とする。以下同じ。)又は特定取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。)のうち早場米を対象として行う取引(以下「早期米取引」という。)が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。)について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格(包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合においては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。)を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格(以下「年産平均価格」という。)を各銘柄の落札数量で加重平均した価格(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあっては当該1銘柄についての年産平均価格とする。)とする。</p> <p>ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。</p> <p>なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合においては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>(2) 当年産収入の算出方法 当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の 及び に準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
<p>補てん単価の算出方法(補てん額の算出方法)</p>	<p>(基準収入 当年産収入) × 0.9 が 助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価 助成水準を下回る場合は、「(基準収入 当年産収入) × 0.9」 が補てん単価。 営農計画書に記載された主食用等水稻作付面積に 10a 当たりの補てん単価を乗じることにより算出する。</p>
<p>単価の調整方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算出した所要額が上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。 調整後の単価 = 調整前の単価 × { 当初の助成水準の設定の際に推定した面積 / 営農計画書による申請面積 }</p>

3. 新需給調整システム定着交付金事業

(1) 総括表

用途の区分 及び用途の名称	作物等区分	員数	単価	金額	備考
地域振興作物 の振興に関する 用途 - 1 その他意欲 的な生産調整 に関する用途	キャベツ	3ha	12千円以内 / 10a	360千円以内	
	コスモス	2ha	10千円以内 / 10a	200千円以内	
	合 計	5 h a		560 千円	

(2) 用途ごとの内容

用途の名称	地域振興作物の振興に関する用途
作物等区分	キャベツ
具体的内容	当該年度に水田1枚を単位として水稻の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取組みを行う農業者等に対する助成を実施する。
効 果	ひまわり地域水田農業ビジョンに奨励作物として位置付けており、キャベツの生産・販売を振興することにより農業者等の経営改善に資することができる。 地域の奨励作物としてキャベツを振興しており、生産を拡大することができる。 地域内にキャベツの需要が確立しており、需要に応じた生産を定着させることができる。
助成の要件	交付対象者 <ul style="list-style-type: none"> 地域協議会長から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者。ただし、豊川市、音羽町、小坂井町、御津町に在住する者であって全く水田を所有していない等の理由により、作付確定面積または生産確定数量の配分を受けていない、または、集荷円滑化対策にかかる拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者とみなす。 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の

	<p>確認を受けていない農業者等であっても、水稲作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6条の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)を行っていないことが確認された場合、助成対象者となりうる。</p> <p>同様に、集荷円滑化対策の抛出を行っていない農業者等であっても、水稲の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6条の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領第1条の2の(2)の但し書きの規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者抛出金が0円となる場合、助成対象者となりうる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいてキャベツを作付けしている者。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度に水稲の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6条の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)を行わない水田1枚を単位として、キャベツが作付けされていること。 ・ 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。 ・ 本助成金は、水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)本体分の交付対象となった水田において、地域特例作物が同一年度内に栽培された場合においても、重複して交付する。 ・ 地域特例作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち1回を本助成の対象とする。
<p>確認方法</p>	<p>生産調整実施者の確認 豊川市長、音羽町長、小坂井町長、御津町長から提供された情報 集荷円滑化対策に係る抛出の確認 東海農政局(消費・安全部地域第二課)から提供された情報 助成水田の確認 水田台帳、過去の生産調整実績等 作付面積の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること、及び水稲の作付けが行われていないことの確認 現地見回り (通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること：11月)</p>

	(水稻の作付けが行われていないこと：7月)
助成水準 (助成額の算定方法)	10アール当たり12,000円以内。
単価調整の方法	<p>県段階の協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、交付予定額を上回る場合は、交付申請額の合計額が交付予定額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p>・調整後の単価 = 40,000千円 ÷ 交付申請額の総額 × 12,000円</p>

用途の名称	その他意欲的な生産調整に関する用途
作物等区分	景観形成作物の栽培に係る取組み
具体的内容	当該年度に水田1枚を単位として水稻の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取組みを行う農業者等に対する助成を実施する。
効果	ひまわり地域水田農業ビジョンに奨励作物として位置付けており、コスモスの栽培を振興することにより、地域の景観の形成に寄与することができる。
助成の要件	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協議会長から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者。ただし、豊川市、音羽町、小坂井町、御津町に在住する者であって全く水田を所有していない等の理由により、作付確定面積または生産確定数量の配分を受けていない、または、集荷円滑化対策にかかる拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者とみなす。 ・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者等であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6条の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、助成対象となりうる。 <p>同様に、集荷円滑化対策の拠出を行っていない農業者等であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6条の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っ</p>

	<p>ていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領第1条の2の(2)の但し書きの規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合、助成対象者となりうる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が定める助成水田において、権原に基づいてコスモスを作付けしている者。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該年度に水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6条の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行わない水田1枚を単位として、コスモスが作付けされていること。 通常の肥培管理が行われて、栽培されていること。 本助成金は、水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)本体分の交付対象となった水田において、地域特例作物が同一年度内に栽培された場合においても、重複して交付する。 景観形成作物（コスモス）が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。
<p>確認方法</p>	<p>生産調整実施者の確認 豊川市長、音羽町長、小坂井町長、御津町長からの提供された情報 集荷円滑化対策に係る拠出の確認 東海農政局（消費・安全部地域第二課）から提供された情報 助成水田の確認 水田台帳、過去の生産調整実績等 作付面積の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 通常の肥培管理が行われていること、及び水稲の現地見回り（確認日：9月）</p>
<p>助成水準 （助成額の算定方法）</p>	<p>10アール当たり10,000円以内。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>県段階の協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、交付予定額を上回る場合は、交付申請額の合計額が交付予定額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p>・調整後の単価 = 40,000千円 ÷ 交付申請額の総額 × 10,000円</p>

4. 需要に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

(単位：トン)

都道府県から市町村への需要量に関する情報		市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正	
豊川市	2,846	2,846	
音羽町	555	555	
小坂井町	468	468	
御津町	818	818	
合計		4,687	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

(単位：トン)

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報		第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要に関する情報の計	
		生産数量目標の補正	
	4,687	4,687	